

主文

- 1 被告は、原告に対し、781万3050円及びこれに対する平成17年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は第1項に限り仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、1569万8550円及びこれに対する平成17年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、鈴鹿サーキットで開催された日本グランプリレースに参戦するフォーミュラ・ワンチームのメインスポンサーであるオーストリアの飲料メーカーから宣伝活動を受託していた被告から、宣伝活動に参加する女性コンパニオンの募集等の業務委託を受けたとする者らが被告に対して有する業務委託料債権を譲り受けた原告が、被告に対し、その譲受債権を請求する事案である。

1 前提となる事実等

(1) 被告は、広告宣伝及び催し物の企画運営等を行う広告代理店である。

(2) 被告は、オーストリアの飲料メーカーであるレッドブル (Red Bull) 社 (以下「レッドブル社」という。) から、同社がメインスポンサーとなっているフォーミュラ・ワン (F1) チーム「レッドブル」が平成17年10月7日から同月9日まで鈴鹿サーキットで開催される日本グランプリレースに参戦する期間に合わせて行う宣伝活動「レッドブル フォーミュラ ウナ」の一部の企画運営を受託した。

「レッドブル フォーミュラ ウナ」は、次のような宣伝活動をその内容とする。

ア レースに先立ちグランプリが開催される各国で「レッドブル フォーミュラ ウナ」(以下「ウナモデル」という。) と呼ばれる10名ほどの女性コンパニオンを選考する。

イ 同社の宣伝活動としてウナモデルがパーティーや屋外活動に参加し、

その写真やその様子を含む記事を掲載した小冊子を作成してレース場のパドック内で配布する。

ウ レースの予選，本選の2日間は，サーキットのパドック内で「レッドブル」レーシングチームのPR活動を行う。

被告は，レッドブル社から10名程度のウナモデルを採用し，その女性たちの写真撮影及びパーティーや屋外活動を企画運営することを受託した。

(3) 被告は，オーディションを実施して，ウナモデルを採用し，東京都内のスタジオやレストランにおいて撮影会を実施した。

(4) 平成17年10月7日から同月9日までの間，鈴鹿サーキットにおいて，フォーミュラ・ワン(F1)レースが開催された。その際，ウナモデルは，鈴鹿サーキットに派遣され，屋外活動等に参加するなどした。

(5) C(以下「C」という。)及びD(以下「D」という。)は，平成18年11月1日，原告に対し，被告に対する1569万円の業務委託費用請求権及びこれに対する平成17年12月1日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金請求権を譲渡し，平成19年2月16日到達の書面によって被告に対してその旨を通知した(甲40，41の1及び2)。

2 原告の主張

(1) C及びDは，被告の担当者であるE(以下「E」という。)との間で，平成17年10月5日ころまでに，次の内容の業務を，業務委託費用1569万8550円で受託することを合意した。

ア 同年9月17日及び同月18日に開催されたウナモデルのオーディションにおけるコンパニオン及びヘアメイクの手配

イ 同年9月30日に開催されたウナモデルのプロフィール用スタジオ撮影におけるウナモデル，スタイリスト及びヘアメイクの手配並びに撮影準備(スタジオ，カメラマン，アシスタント及び機材等の手配)

ウ 同年10月6日開催の宣伝用写真撮影会におけるウナモデル，ヘアメイクの手配並びに撮影準備(カメラマン，アシスタント及び機材等の手配)及び現地におけるウナモデルマネージメント

エ ペイントボール用ユニフォームの買付け

オ 同月7日から同月9日まで開催されたフォーミュラ・ワン(F1)グランプリレース及び同月7日及び同月8日に開催された夜の食事会におけるウナモデルの手配，現地におけるウナモデルマネージメント

(2) Eは，業務委託及びその費用の交渉を行い合意する権限を有していた。また，少なくとも，上司であるF(以下「F」という。)，G(以下「G」という。)の明示又は黙示の了解を得て上記合意をした。

仮に，Eの権限外で上記合意をしたとしても，Gは，平成17年11月4日，

業務委託費用全額を支払う旨を明確に約束しており、Eの行為を事後的に追認したものである。また、Eは、「事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人」(会社法14条)であり、被告がその権限に制限を加えたとしても、C及びDはそれを知らず、知らないことについて重大な過失もない。さらに、被告は、Eに対し、業務委託の一部について交渉して業務委託契約を締結する権限を与えており、C及びDは、Eが業務全般について交渉をして合意する権限を有するものと信じたことに正当な理由(民法110条)がある。

Eに権限がないとすれば、Eは、権限がないにもかかわらず、CやDと交渉したものであるから、不法行為になるところ、それは、事業の執行についてされたものであるから、被告は使用者責任を負う(民法715条)。

(3) C及びDは、平成17年10月9日までに被告から委託を受けた上記業務をすべて完了した。

(4) C及びDは、上記のとおり、平成18年11月1日、原告に対し、被告に対する1569万8550円の業務委託費用請求権及びこれに対する平成17年12月1日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金請求権を譲渡したが、万一契約責任が否定されて不法行為責任が認められる場合には、これによって、不法行為による損害賠償請求権及び遅延損害金請求権をも譲渡したものである。

(5) よって、原告は、主位的に業務委託費用請求権、予備的に不法行為(使用者責任)の損害賠償請求権及び遅延損害金請求権の債権に基づき、1569万8550円及びこれに対する弁済期の翌日で不法行為の後である平成17年12月1日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

3 被告の主張

(1) 被告は、平成17年8月下旬、C及びDに対し、ウナモデルの選考及びオーディションに参加する女性の派遣業務を依頼した。C及びDから、モデルに対するギャランティなしで選考、派遣することは難しい旨の意見が出されたため、被告は、Cらに対するコーディネーター名目で支払った金員からギャランティを出すことは可能である旨返答した。そして、同年9月上旬、Cらから、ウナモデルの選考及びオーディションに参加する女性の派遣業務については、ギャランティ分も含めて、業務委託代金が100万円であるとの報告を受けて、被告は、これを了承した。

(2) ところが、平成17年9月28日ころ、Cらは、オーディションに参加しただけでウナモデルとして採用されなかったモデルらに対しても、ギャランティを支払わなければモデルを派遣しないなどと圧力を掛けてきた。被告は、これを拒絶しつつも、モデルが派遣されないことによってイベントが成立しな

くなる事態を恐れて、やむなくウナモデルの写真撮影に関する業務も委託することとした。

(3) このように、C及びDと被告との間において、業務委託代金に関しては何らかの合意が成立したと認められる事実はない。

(4) 原告は、Eに業務委託の交渉やその代金を合意する権限があったと主張するが、Eは、試用期間の身にすぎない上、「ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人」でもない。

また、Eは、FやGの補助者であって、表見代理(110条)の前提となる基本代理権もない。

(5) 確かにFが署名押印した発注書が存在するが、「Open Billing(概算請負)」の方式によるものであって、実費額の証明がない限り最終的な金額の請求はできないところ、Cらは、これを証明する資料を提出していない。

(6) 仮に、C及びDが商法512条に基づき、報酬請求権を取得するとしても、それは相当な範囲の額にとどまるところ、Cらが実際に行った業務内容を検討すると、せいぜい340万3500円とするのが相当である。

4 争点

(1) C、Dと被告との間で業務委託料の合意があったのかどうか。

(2) Eには、業務委託料を交渉し決定する権限があったのかどうか。Eは、上司であるGやFの指示を受けて、業務委託に関する交渉を行っていたのかどうか。Eは、「使用人」に該当するかどうか。民法110条の表見代理が成立するかどうか。

(3) 本件において必要な業務委託費用はどの程度か。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提となる事実及び証拠(甲1から38,乙1から9,14から17(いずれも枝番号を含む),証人C,同D,同G,同F)によれば、次の事実が認められる。

(1) 被告は、オーストリアの飲料メーカーであるレッドブル社から、同社がメインスポンサーとなっているフォーミュラ・ワン(F1)チーム「レッドブル」が平成17年10月7日から同月9日まで鈴鹿サーキットにおいて開催される日本グランプリレースに参戦する期間に合わせて行う宣伝活動「レッドブル フォーミュラ ウナ」の一部の企画運営を受託した。

「レッドブル フォーミュラ ウナ」は、レースに先立ち、ウナモデルと呼ばれる約10名程度の女性コンパニオンを選考した上、サーキットのパドック内において配布する小冊子でウナモデルのプロフィールや屋外活動等を紹介し、レース中は、サーキットのパドック内において「レッドブル」チームのPR活動を行うというものである。被告は、このうち、約10名程度のウナモデルを

採用した上、その写真撮影、パーティ、屋外活動の企画運営をレッドブル社から受託した。

被告においては、レッドブル社からの受託業務について、アカウントサービス部の統括部長であるFが最終の責任者となり、アカウントディレクターであるGが実際の業務の企画運営を行い、Gの部下であるシニア・アカウント・エグゼクティブであるEがGらの指示に基づき業務の実施に当たることとなっていた。なお、Eは、平成17年6月下旬に被告に採用され、試用期間中であった。

(2) Cは、江戸屋株式会社と称して、企業広告や企業商品の販売促進イベントの企画、運営等を行っていた。また、Dは、有限会社グローバルサービスを設立し、広告代理業等を行っていた。

Eは、平成17年8月18日ころ、旧知のCに対し、被告がレッドブル社から鈴鹿サーキットで開催される日本グランプリレースに際して、「チームスタッフ&VIPの接待パーティ企画・運営」及び「パドックのプロデュース&運営」を受託した旨を伝えて、その協力を求めた。そして、Cは、Dに協力を依頼した。

(3) 平成17年8月24日ころ、被告の本社において、G、E、C及びDが打合せを行い、Gから、C及びDに対し、同年9月11日にウナモデルのオーディションを実施するので、オーディションに参加するモデルの手配を依頼した。この席上、Gは、ヨーロッパでは、「レッドブル フォーミュラ ウナ」のイベントにはウナモデルはギャランティなしで参加していると説明し、約100名程度の英語の堪能な女性モデルを募集することを求めたが、Cらは、条件が厳しく、ギャランティなしでは困難であるとの見方を示したため、Gは、Cらに支払うコーディネーターの中からギャランティを支払うことは可能である旨述べた。そこで、Dは、直ちに、モデル派遣事務所等にモデルの手配を試みた。

(4) 被告は、レッドブル社から受託した屋外活動について、東京における企画として、東京湾クルーズ、乗馬、ゴーカート、夕食と写真撮影及びカラオケパーティーを、名古屋における企画として、ペイントボール、ゴーカート、パラグライダー、ラフティング、観光を提案した。

Dは、Eに対し、屋外活動としてペイントボールの実施を薦め、平成17年9月3日、ペイントボールのユニフォームの発注は、同月5日の夕方が期限である旨を連絡し、Eは、同月5日、Dに対し、ユニフォーム10着分の購入を依頼した。

(5) 平成17年9月7日、Eは、Cに対し、被告とレッドブル社との打合せの結果を伝え、ウナモデルのオーディションが同月17日及び同月18日に

実施されること、スタイリストの手配は不要であること、カメラマン及びヘア&メイクの手配が必要であり(ただし、ヘア&メイクはオーディションでは不要)、その手配をCらに依頼すること、屋外活動としては、ペイントボールが有力であるが、カートになる可能性があることなどを連絡した。そして、Cらの役割分担が、オーディションに参加する女性モデル集め(100名程度)、女性モデルのプロデュース(カメラマン、ヘア、メイク、メイクバス、スタッフロケバス)及び屋外活動の運営である旨を伝えた。

(6) 平成17年9月13日、Dは、Eに対し、ペイントボール用ユニフォーム10着が到着した旨を伝え、同月14日、Eは、Dに対し、屋外活動として、ペイントボールが正式決定されたと伝えた。

(7) 平成17年9月17日及び18日にウナモデルのオーディションが実施されたが、Dらは、予定された人数の女性モデルを集めることができず、被告も独自に女性モデルを手配した。そして、オーディションの結果、5名の女性がウナモデルとして採用が決定したが、うち1名は被告が手配した女性モデルであった。また、4名の女性モデルが補欠となった。

(8) 被告が提案していた屋外活動については、平成17年9月19日までに、レッドブル社の意向で、ペイントボールの企画は採用されないことが決定した。そこで、被告は、レッドブル社に対し、名古屋における屋外活動として、セグウェイ、ビーチバレーボール、パラセールを提案することとした(その後、名古屋における屋外活動は、セグウェイ、バーベキューに決定した。)

(9) 平成17年9月21日、Eは、Cらに対し、ウナモデルの写真撮影のためのスタジオ及びカメラマンの手配を依頼した。

(10) Gらは、平成17年9月28日、Eに対し、経費の報告を求めたが、Eは、「Una関連報告書」(乙1)を示し、Cらから、平成17年10月末支払分として303万6000円、同年11月末支払分として481万8000円の発注書又は覚書の提出を求められていることを報告した。

Eは、C及びDに対し、社内会議の結果を踏まえ、経費についての具体的回答として、次の内容を伝えた。

H TVインタビュー出演フィー 15万円

Dのコーディネーション費用 49万円

関係各所の渉外費 50万円

ヘア&メイク費用(9月17日及び18日) 32万円

同(9月30日及び10月6日) 32万円

I(ウナリーダー)ギャラ 44万円

の合計222万円については平成17年10月末支払として発注書を発行する。

モデルのオーディション参加チャージ 147万円
ウナモデルの撮影ギャラ 24万円
ウナモデルの鈴鹿サーキット派遣ギャラ 96万円
Dのディレクションフィー 44万円
進行管理費 46万6000円

の合計404万2000円(なお, から の合計とは一致しない。)については項目別に値段交渉をした上で平成17年11月末支払とする。

また, Eは, CやDに対し, 同月30日の撮影会について, 女性モデルの日当を一人当たり6万円で交渉するように依頼した。

(11) 平成17年9月30日, 神田のスタジオにおいてウナモデルの撮影会が実施され, Dらが手配したカメラマン及びスタイリストらが派遣された。

(12) 平成17年10月2日, Cは, Eに対し, 9月実施分の経費及び10月分の見積りを送付した。

(13) 平成17年10月5日, Cは, Eに対し, 9月締め分(10月末入金)として, 本体価格490万円及び管理費(15%)73万5000円の合計563万5000円(税別), 10月締め分(11月入金)として, 本体価格750万円及び管理費(15%)112万5000円の合計862万5000円(総合計1426万円(税別))の請求をし, 請求書は原告から発行する旨を伝えた。これに対し, Eは, Cに対し, 衣装関係のコーディネーション費用を加えて, 1495万円とすることを申し入れた。

そして, 「Red Bull Racing Formula Unas 実施関連発注書」と「Red bull Racing Formula Unas 関連経費支払い取り決め」という2つの文書を送付して, 了解を求め, 了解が得られれば, 発注書の発行をする旨伝えた。

Fは, Eから, 633万7000円(税別)の支払を内容とする江戸屋株式会社C宛の「Red Bull Racing Formula Unas 実施関連発注書」(乙2)を見せられたが, その内訳には納得をしなかったものの, 発注書が提出されないことによってモデルが予定どおりに派遣されない事態が生じうることを懸念して, Eに対し, 内訳を削除して, 「小計」及び「合計」欄の金額に「支払い予定」という文言を付加した原告及びC宛の「Red Bull Racing Formula Unas 実施関連発注書」(甲6の1, 2)を作成させた上, 自らそれに署名, 押印して, Cに送付させた。その直後, Cに対し, 上記「Red Bull Racing Formula Unas 実施関連発注書」に記載された633万7000円(税別)に加えて, 女性モデルのオーディション参加チャージ等合計861万4000円(税別)をも記載された「Red bull Racing Formula Unas 関連経費支払い取り決め」(甲7の2)が送付された。

(14) 平成17年10月6日, 青山において, 集合写真撮影会が実施され, Dらが手配したカメラマン及びスタイリストらが派遣された。

(15) 平成17年10月7日から同月9日、鈴鹿サーキットにおいて、日本グランプリレースが開催された。グランプリレース当日は、被告の社員がウナモデルをマネジメントするとともに、ウナモデルはリーダーの指示に従って行動することとされた。Cは鈴鹿サーキットに赴かず、Dは鈴鹿サーキットに赴いたものの、特にウナモデルのマネジメント業務を行ったわけではなく、ウナモデルの1名が体調不良になった際に、宿泊していたホテルに送り届けるなどした。

(16) 平成17年10月11日、Cは、Eに対し、上記「Red Bull Racing Formula Unas 実施関連発注書」及び「Red bull Racing Formula Unas 関連経費支払い取り決め」に基づく見積書を送付した。

(17) 平成17年10月21日及び同年11月4日に、C、DとF、Gが業務委託費用の支払の関係で協議をし、同月17日には、CとFが同様に協議をしたが、意見の一致を見なかった。この間の同年11月初旬、Eは、被告から解雇された。

2 前記認定によれば、被告は、C及びDに対し、ウナモデルの募集に関する業務を委託し、実際にも、C及びDは、オーディションに参加する女性を集め、ウナモデルとして採用が決定した後も、スタジオにおける写真撮影のカメラマン、スタイリストの手配等を行ったものであり、Fは、このような状況を踏まえて、平成17年10月5日、Eから「Red Bull Racing Formula Unas 実施関連発注書」(乙2)をCらに送付することを求められ、その費用の詳細については、納得をしなかったものの、発注書が提出されないことによってモデルが予定どおりに派遣されないような事態が生じうることを懸念して、Eに対し、内訳を削除した原告及びC宛の「Red Bull Racing Formula Unas 実施関連発注書」(甲6の1、2)を作成させた上、自らそれに署名、押印して、Cに送付させたものであるから、そこに記載されたオーディション及び平成17年9月30日のスタジオにおける写真撮影及び同年10月6日の青山における写真撮影の関連費用については、その委託費用を633万7000円(税別)として発注し、C及びDはこれを承諾したものとすべきである。Fは、個々のコストが確定していないため、633万7000円という金額自体は確定したものと認識していない旨供述するが、もともと、被告の社内においては、同年9月28日、経費について会議を行い、10月締め分の404万2000円については、項目別に値段交渉をすることとしたものの、9月締め分の222万円の支払については値段の交渉はせずに発注書を送付することとしていたこと、上記「Red Bull Racing Formula Unas 実施関連発注書」の内容は、青山の撮影会の費用を除き、既に実施済みの経費であり、「支払い予定」という文言があるものの、文面上も、経費の額を巡って交渉の余地を残すものとはなっていないことなどに照

らし採用できない(また、被告は、個々の費目の必要性及び適正額を主張するが、オーディション及びスタジオにおける写真撮影及び青山における写真撮影等について包括してその費用を合意したものである。)したがって、被告は、C及びDに対し、オーディション及びスタジオにおける写真撮影及び青山における写真撮影等に関する業務委託費用として、633万7000円(税別)及びこれに対する平成17年12月1日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払義務がある。

3 次に、原告は、それに加えて、861万4000円(税別)の業務委託費用の支払を請求するので検討する。原告は、見積書(甲4)に基づき、CがEとの間で経費全体としてグロスで減額する交渉をし、Eから1495万円をお願いしたいとの提案があった上、平成17年10月5日、Eから前記「Red Bull Racing Formula Unas 実施関連発注書」(甲6の1,2)及び「Red Bull Racing Formula Unas 関連経費支払取り決め」(甲7の1,2)が送付され、同月6日、1495万1000円の経費を確認したことから、CとEとの間でその旨の合意が成立したと主張する。

しかしながら、Eにどのような権限が付与されていたのかどうかについてはしばらく措くとしても、上記の861万4000円については、9月締め分の経費とは異なり、「各項目・金額については今後の交渉により確定する」と明記がされている上、10月締め分については項目別に値段の交渉を行うことが前提となっていることは、既に、同年9月28日の被告の社内会議の結果を踏まえた回答として、EからCに対して伝えられていたのであるから、「関連経費支払取り決め」が送付されてきたことやその金額の意味を確認したことをもってしても、上記の861万4000円が業務委託費として確定したものとはいえないものというべきである。他に、上記861万4000円を確定した費用として合意したことを認めるに足りる証拠はない(なお、原告は、Gが、業務委託費用全額を支払う旨を明確に約束しており、事後的に追認したと主張し、証人Cもそれにそう供述をするが、証人Gの供述に照らして採用できず、他にそれを認めるに足りる証拠もない。)

一方、受託者は、委託者に対し、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、その費用の償還を求めることができる(民法650条)とされているから、原告が「Unas 現場関係費」及び「進行管理費」(甲10の2)として請求する上記の861万4000円が委託事務を処理するのに必要な費用かどうかについて検討を加える。

ア オーディション参加チャージ

これは、女性モデルのオーディション参加のための費用であるが、そもそも、オーディションに参加するだけの費用は、それを費用として負担する旨の特別

の合意がない限り、委託業務に必要な費用とはいえないものというべきところ、GとC、Dとの打合せの際には、ギャランティなしでの参加は困難であるとの見方が示されたものの、Cらに対するコーディネーターからそれを支弁することとされたのであるから、それを費用として被告が負担するとの特別の合意はなく、必要な費用とはいえない（これは、甲6の1及び2のオーディション、撮影関連費の「D氏コーディネーション」に含まれるものというべきである。）。

イ ウナモデル鈴鹿派遣ギャランティ

原告は、1人当たり1日7万円のギャランティとして合計168万円を請求するが、その根拠となる資料はない（なお、原告は、英語が堪能な女性モデルのギャランティとして甲39の1、2（見積書）を挙げるが、イベントの内容等によって異なるものであるから、それが直ちにウナモデルの相当なギャランティを算出する根拠とはならない。）他方、被告が独自に手配したウナモデルについては、1人当たり1日3万円から4万円のコーディネーター費（モデル代も含む）が支払われており（乙10、11）、原告に対するウナモデルのコーディネーター費用も、1人1日4万円として合計96万円を超えるものとは認められない。

ウ ウナモデル延長チャージ、I延長チャージは、任意参加とされた活動の参加費用であり、当初のコーディネーター費用に含まれるものと認めるのが相当である。また、ウナモデル追加手配チャージも「D氏コーディネーション」に含まれるものというべきである。

エ 現地ディレクション費、プロデュース費は、そもそも、Cは鈴鹿サーキットに赴いてはならず、Dは鈴鹿サーキットに赴いたものの、特に、ウナモデルのマネジメント業務を行ったものとは認められないから、それらに関する委託費用は認められない（なお、Dは、ウナモデルのうち1名が体調不良となったため、宿泊予定のホテルに送り届けたが、それはディレクション費あるいはプロデュース費には含まれず、進行管理費用に含まれるものというべきである。）関係各涉外費も同様である。

オ 進行管理費

以上の96万円の15%に相当する14万4000円が進行管理費となる。

したがって、合計110万4000円が業務委託について必要な費用というべきであり、弁論の全趣旨によって、少なくともこの程度の額については、C又はDは、既に支払済みであるものと推認することができる（仮に、C又はDがそれ以上の額を支払っていたとしても、善管注意義務に反して過失によって必要以上の額を支出したことになる。）。

そうすると、被告は、C及びDに対し、110万4000円（税別）及びこ

れに対する平成17年12月1日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払義務がある。なお、原告は、予備的に不法行為責任を主張するが、そもそも、平成17年11月分の業務委託費用については合意が成立していないのであるから、Eの行為が不法行為となる余地もない。

4 以上によれば、原告の請求は、被告に対し、744万1000円に消費税分を加算した781万3050円及びこれに対する平成17年12月1日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからその限度でこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

(裁判官 阿部潤)